

遺産分割

今回は少し実務的なお話をします。

相続の相談を受けた際、遺言がある場合や相続放棄をする以外は、財産を分ける際、分割協議書を作成します。

今回、登記申請する場合の注意点をいくつか御紹介します。

1. 実印を使います

ほとんどの方に理解されていますが、実印を使います。法務局では本人の意思を確認する方法として実印の押印、印鑑証明書を添付します。実印の無い方は作ってもらうことがあります。外国等に行っていて印鑑届がしてない場合、サイン署名で対応します。（これは外国現地の大使館・領事館に行ってもらって、サインした分割協議書にサイン署名をしてもらい続きます）

2. 分割協議書を別々に作ることができます

遺産分割協議書は1枚の紙にそれぞれが署名押印するのが原則ですが、同じ内容の書類を作って「遺産分割証明書」として各人が別々に署名押印して、それをひとまとめにして遺産分割協議書として登記に使用します。

これができると相続人があちこちに居住している場合、書類をたらいまわしにすることもなくなり、手続きがスムーズに運びます。知らない方が多いため喜ばれます。

3. 財産は全部記載しない場合があります

通常、遺産分割はすべての財産について分割協議をして書類を作成すると思われがちですが、相続人によっては不動産のみ記載した書類にしてくれとか、税理士さんが作成する協議書は生命保険金や退職金など記載されていたりします。

私達の場合いずれにも対応して作成したりしますが、最終的には登記を目的にしているため、そのようなことが起こります。

4. 遺言が出てきた

手続きに際し、遺言書があると非常に手続きがスムーズにいきます。戸籍をそろえるのも少なくすむし、相続人全員の印鑑証明書がないとだめということもありません。

自筆証書、公正証書もありますが、最近は平成31年から始まった法務局保管の遺言書も実務で出てくるようになりました。

まだお伝えしたいことはありますが、次回以降にします。